

身体的拘束についての当院の基本方針

身体的拘束とは

入院患者様や入所者様（以下患者様等）においての生活の自由を制限することで、心身に重大な影響を与える可能性があるものをいいます。患者様等の身体や衣服に触れる何らかの用具を用いて、一時的に、その行動を制限することをいいます。

当院の基本方針

当院は、患者様等の尊厳と主体性を尊重し、安易に身体的拘束を正当化せず、職員一人一人が拘束による、心身への弊害を理解し、拘束廃止への意識を持ち、緊急またはやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

緊急またはやむを得ない場合に当たる理由

切迫性

- ・必要な医療行為を阻害（または拒否）するなど、ご自身の生命や身体に影響を与える場合
- ・他者への攻撃性の危険があるなど抑制する必要がある場合

非代替性

- ・身体的拘束を行う以外に、他に安全確保のための方法がない場合

一時性

- ・あくまでも一時的な措置で行う場合

当院の対応

当院ではやむを得ず、患者様等の生命や安全を守るために一時的な対応が必要と判断される場合、患者様等への負担がもっと少なく、必要最小限の拘束時間にとどめます。その際は、ご本人・ご家族への説明を十分行い、ご理解をいただくよう努めます。

※ 身体的拘束を行わないことで生じるリスク

- ・起立時、歩行時等の転倒、ベッド上からの転落の可能性がある
- ・体内に留置した「管」が抜けてしまい、治療の継続が困難になり体調が悪化する

身体的拘束を最小化するための取り組み

- ・指針を作成し、全職員に周知する
- ・身体的拘束最小化チームを設置し、定期的に委員会を開催する。
- ・身体的拘束の実施状況を把握し、職員に定期的に周知する
- ・定期的に現場のラウンド（巡回）を行う
- ・身体的拘束の実施後は解除に向けた検討、提案などを行う。
また、拘束に代わる方法や器具の検討を行う
- ・年2回以上研修を行う
- ・身体拘束の実施状況については、定期的に院内の掲示やホームページで公表する
(年4回・3ヶ月に1回程度)

令和8年6月1日

医療法人高志会 柴田病院

医療安全委員会（行動制限廃止・高齢者虐待防止）にて策定